

宇部市公共下水道西部処理区運営事業 公共施設等運営権実施契約書（案）（令和 6 年 12 月 20 日（改訂版）） 新旧対照表

頁	章	条	項	号	項目名	公共施設等運営権実施契約書（案）10 月 25 日（初版）	公共施設等運営権実施契約書（案）令和 6 年 12 月 20 日（改訂版）
						宇部市公共下水道西部処理区運営事業 公共施設等運営権実施契約書（案） 令和 6 年 10 月 25 日 宇部市土木建設部	宇部市公共下水道西部処理区運営事業 公共施設等運営権実施契約書（案） 令和 6 年 10 月 25 日（初版） 令和 6 年 12 月 20 日（改訂版） 宇部市土木建設部
2	第 1	第 7	1	7	運営権者による表明及び保証	(7) 運営権者の定款の目的が本事業の遂行に限定されていること。	(7) 運営権者の定款の目的が本事業の遂行及び市が書面により承諾した事項に限定されていること。
4	第 3	第 12	4		サービス対価の改定		4 前項の協議が 60 日以内にまとまらない場合、市がサービス対価その他の条件を合理的に決定することができる。この場合、市及び運営権者は、当該決定内容に従い第 2 項の契約を締結する。
4	第 3	第 13			プロフィットシェア	(プロフィットシェア リシダ) 第 1 3 条 運営権者の創意工夫、効率的な運転管理によって生じる経費節減による支出減については、原則として全額を運営権者に帰属させるものとする。また、包括的民間委託に関しては、要求水準書に定める業務の水準を低下させることなく、契約後に新たな提案（効果的な手法、新技術導入等）により縮減した場合、別紙4（プロフィットシェア リシダ の考え方）の定めに従い、縮減額に関して市と運営権者でシェアするものとする。	(プロフィットシェア) 第 1 3 条 運営権者の創意工夫、効率的な運転管理によって生じる経費節減による支出減については、原則として全額を運営権者に帰属させるものとする。また、包括的民間委託に関しては、要求水準書に定める業務の水準を低下させることなく、契約後に新たな提案（効果的な手法、新技術導入等）により縮減した場合、別紙 4（プロフィットシェアの考え方）の定めに従い、縮減額に関して市と運営権者でシェアするものとする。
5	第 4	第 15	1	10	暴力団排除措置による解除	(10) 第 3 5 条に規定する義務を履行しなかったと認められるとき。	(10) 第 3 4 条に規定する義務を履行しなかったと認められるとき。
6	第 4	第 17	1		その他の契約違反による解除	第 1 7 条 第 7 条第 1 項各号又は第 2 項の表明が事実と反することを市が運営権者に通知し運営権者が相当な期間内にこれを治癒し又はその他の適切な措置を執らなかったとき、運営権者が第 2 7 条第 8 項の勧告に従わないとき、若しくは運営権者が第 7 条第 3 項、同条第 4 項、第 2 0 条第 4 項、同条第 5 項、第 2 1 条、第 3 2 条 各項 に違反し、市が催告しても相当な期間内に当該違反を治癒し又はその他の適切な措置を取らないときは、市は、本契約の全部を解除することができる。	第 1 7 条 第 7 条第 1 項各号又は第 2 項の表明が事実と反することを市が運営権者に通知し運営権者が相当な期間内にこれを治癒し又はその他の適切な措置を執らなかったとき、運営権者が第 2 7 条第 8 項の勧告に従わないとき、若しくは運営権者が第 7 条第 3 項、同条第 4 項、第 2 0 条第 4 項、同条第 5 項、第 2 1 条、第 3 2 条に違反し、市が催告しても相当な期間内に当該違反を治癒し又はその他の適切な措置を取らないときは、市は、本契約の全部を解除することができる。
7	第 4	第 17	3			3 第 1 2 条第 3 項に定める本事業のサービス対価についての協議が 60 日以内にまとまらない場合、市がサービス対価その他の条件を合理的に決定することができる。この場合、市及び運営権者は、当該決定内容に従い第 1 2 条第 2 項の契約を締結する。	
9	第 4	第 25	2			2 前項の規定により設置される協議会は、市と運営権者が合意する 学識経験者 3 名、市の代表者1 名及び運営権者の代表者1 名の計5 名で構成されるものとし、当該協議会の運用に係る手続は、市及び運営権者が協議により定めるものとする。	2 前項の規定により設置される協議会は、市と運営権者が合意する有識者 3 名、市の代表者 1 名及び運営権者の代表者 1 名の計 5 名で構成されるものとし、当該協議会の運用に係る手続は、市及び運営権者が協議により定めるものとする。
18	別紙 2				脚注	2 雨水の年間処理水量は、晴天時流入汚水量の平均値*以上となった日の流入汚水量の合計（①）を晴天時流入汚水量の平均値以上となった日（②）で除して算出したものと晴天時 流量 の平均値（③）との差に②を乗じることで算出する。	¹ 雨水の年間処理水量は、晴天時流入汚水量の平均値*以上となった日の流入汚水量の合計（①）を晴天時流入汚水量の平均値以上となった日 数 （②）で除して算出したものと晴天時 流入汚水量 の平均値（③）との差に②を乗じることで算出する。

頁	章	条	項	号	項目名	公共施設等運営権実施契約書（案）10月25日（初版）	公共施設等運営権実施契約書（案）令和6年12月20日（改訂版）																																				
						※晴天時流入汚水量の平均値：降雨日及び降雨日の翌3日を除いた日に係る流入汚水量の平均としている。	※晴天時流入汚水量の平均値：降雨日及び降雨日の翌3日を除いた日に係る流入汚水量の平均としている。																																				
20	別紙3	(1)	ア		物価変動に伴う改定	運営権者は、積算内訳表（人件費、直接経費、諸経費等）により対価の内容を明示すること。 各対価については、5年毎に ウ に示す指標を基にサービス対価を改定する。	運営権者は、積算内訳表（人件費、直接経費、諸経費等）により対価の内容を明示すること。 各対価については、5年毎に②に示す指標を基にサービス対価を改定する。																																				
20	別紙3	(1)	ア	①	改定方法	㍿ 改定方法 改定にあたっては、 ㍿ の計算方法に基づき5年に1回（令和13年度、令和18年度、令和23年度、令和28年度及び令和33年度）の各年度4月1日以降の対価を改定する。	① 改定方法 改定にあたっては、③の計算方法に基づき5年に1回（令和13年度、令和18年度、令和23年度、令和28年度及び令和33年度）の各年度4月1日以降の対価を改定する。																																				
20	別紙3	(1)	ア	②	使用する指標	㍿ 使用する指標 <table><tr><th>物価変動費 構成項目</th><th>対象</th><th>参照される物価指数</th></tr><tr><td>人件費</td><td>○</td><td>山口県が公表する「公共工事設計労務・資材単価表」で示される電工単価（以下本別紙6-（4）において「物価指標①」という。）</td></tr><tr><td>薬品費</td><td>○</td><td>日本銀行が公表する国内企業物価指数で示される無機化学工業製品（以下本別紙6-（4）において「物価指標②」という。）</td></tr><tr><td>修繕費</td><td>○</td><td>日本銀行が公表する企業向けサービス価格指数で示される総平均（以下本別紙6-（4）において「物価指標③」という。）</td></tr><tr><td>保守点検費</td><td>○</td><td>日本銀行が公表する企業向けサービス価格指数で示される総平均（以下本別紙6-（4）において「物価指標㍿」という。）</td></tr><tr><td>その他営業経費</td><td>○</td><td>日本銀行が公表する企業向けサービス価格指数で示される総平均（以下本別紙6-（4）において「物価指標㍿」という。）</td></tr></table>	物価変動費 構成項目	対象	参照される物価指数	人件費	○	山口県が公表する「公共工事設計労務・資材単価表」で示される電工単価（以下 本別紙6-（4） において「物価指標①」という。）	薬品費	○	日本銀行が公表する国内企業物価指数で示される無機化学工業製品（以下 本別紙6-（4） において「物価指標②」という。）	修繕費	○	日本銀行が公表する企業向けサービス価格指数で示される総平均（以下 本別紙6-（4） において「物価指標③」という。）	保守点検費	○	日本銀行が公表する企業向けサービス価格指数で示される総平均（以下 本別紙6-（4） において「物価指標 ㍿ 」という。）	その他営業経費	○	日本銀行が公表する企業向けサービス価格指数で示される総平均（以下 本別紙6-（4） において「物価指標 ㍿ 」という。）	② 使用する指標 <table><tr><th>物価変動費 構成項目</th><th>対象</th><th>参照される物価指数</th></tr><tr><td>人件費</td><td>○</td><td>山口県が公表する「公共工事設計労務・資材単価表」で示される電工単価（以下本別紙3（1）アにおいて「物価指標①」という。）</td></tr><tr><td>薬品費</td><td>○</td><td>日本銀行が公表する国内企業物価指数で示される無機化学工業製品（以下本別紙3（1）アにおいて「物価指標②」という。）</td></tr><tr><td>修繕費</td><td>○</td><td>日本銀行が公表する企業向けサービス価格指数で示される総平均（以下本別紙3（1）アにおいて「物価指標③」という。）</td></tr><tr><td>保守点検費</td><td>○</td><td>日本銀行が公表する企業向けサービス価格指数で示される総平均（以下本別紙3（1）アにおいて「物価指標③」という。）</td></tr><tr><td>その他営業経費</td><td>○</td><td>日本銀行が公表する企業向けサービス価格指数で示される総平均（以下本別紙3（1）アにおいて「物価指標③」という。）</td></tr></table>	物価変動費 構成項目	対象	参照される物価指数	人件費	○	山口県が公表する「公共工事設計労務・資材単価表」で示される電工単価（以下 本別紙3（1）ア において「物価指標①」という。）	薬品費	○	日本銀行が公表する国内企業物価指数で示される無機化学工業製品（以下 本別紙3（1）ア において「物価指標②」という。）	修繕費	○	日本銀行が公表する企業向けサービス価格指数で示される総平均（以下 本別紙3（1）ア において「物価指標③」という。）	保守点検費	○	日本銀行が公表する企業向けサービス価格指数で示される総平均（以下 本別紙3（1）ア において「物価指標③」という。）	その他営業経費	○	日本銀行が公表する企業向けサービス価格指数で示される総平均（以下 本別紙3（1）ア において「物価指標③」という。）
物価変動費 構成項目	対象	参照される物価指数																																									
人件費	○	山口県が公表する「公共工事設計労務・資材単価表」で示される電工単価（以下 本別紙6-（4） において「物価指標①」という。）																																									
薬品費	○	日本銀行が公表する国内企業物価指数で示される無機化学工業製品（以下 本別紙6-（4） において「物価指標②」という。）																																									
修繕費	○	日本銀行が公表する企業向けサービス価格指数で示される総平均（以下 本別紙6-（4） において「物価指標③」という。）																																									
保守点検費	○	日本銀行が公表する企業向けサービス価格指数で示される総平均（以下 本別紙6-（4） において「物価指標 ㍿ 」という。）																																									
その他営業経費	○	日本銀行が公表する企業向けサービス価格指数で示される総平均（以下 本別紙6-（4） において「物価指標 ㍿ 」という。）																																									
物価変動費 構成項目	対象	参照される物価指数																																									
人件費	○	山口県が公表する「公共工事設計労務・資材単価表」で示される電工単価（以下 本別紙3（1）ア において「物価指標①」という。）																																									
薬品費	○	日本銀行が公表する国内企業物価指数で示される無機化学工業製品（以下 本別紙3（1）ア において「物価指標②」という。）																																									
修繕費	○	日本銀行が公表する企業向けサービス価格指数で示される総平均（以下 本別紙3（1）ア において「物価指標③」という。）																																									
保守点検費	○	日本銀行が公表する企業向けサービス価格指数で示される総平均（以下 本別紙3（1）ア において「物価指標③」という。）																																									
その他営業経費	○	日本銀行が公表する企業向けサービス価格指数で示される総平均（以下 本別紙3（1）ア において「物価指標③」という。）																																									
21	別紙3	(1)	ア	③	令和N年度以降の改定方法	【物価変動費率算定方法】 人件費の物価変動費の合計額に占める割合×（直後に到来する定期改訂実施年度の2年度前の事業年度1年間における物価指標①の平均値÷前回改訂時に指標とした年度（初回は令和6年度）の事業年度1年間における物価指標①の平均値） ＋薬品費の物価変動費の合計額に占める割合×（直後に到来する定期改訂実施年度の2年度前の事業年度1年間における物価指標②の平均値÷前回改訂時に指標とした年度（初回は令和6年度）の事業年度1年間における物価指標②の平均値） ＋修繕費の物価変動費の合計額に占める割合×（直後に到来する定期改訂実施年度の2年度前の事業年度1年間における物価指標③の平均値÷前回改訂時に指標とした年度（初回は令和6年度）の事業年度1年間における物価指標③の平均値） ＋保守点検費の物価変動費の合計額に占める割合×（直後に到来する定期改訂実施年度の2年度前の事業年度1年間における物価指標 ㍿ の平均値÷前回改訂時に指標とした年度（初回は令和6年度）の事業年度1年間における物価指標 ㍿ の平均値） ＋その他営業経費の物価変動費の合計額に占める割合×（直後に到来する定期改訂実施年度の2年度前の事業年度1年間における物価指標 ㍿ の平均値÷前回改訂時に指標とした年度（初回は令和6年度）の事業年度1年間における物価指標 ㍿ の平均値）	【物価変動費率算定方法】 人件費の物価変動費の合計額に占める割合×（直後に到来する定期改訂実施年度の2年度前の事業年度1年間における物価指標①の平均値÷前回改訂時に指標とした年度（初回は令和6年度）の事業年度1年間における物価指標①の平均値） ＋薬品費の物価変動費の合計額に占める割合×（直後に到来する定期改訂実施年度の2年度前の事業年度1年間における物価指標②の平均値÷前回改訂時に指標とした年度（初回は令和6年度）の事業年度1年間における物価指標②の平均値） ＋修繕費の物価変動費の合計額に占める割合×（直後に到来する定期改訂実施年度の2年度前の事業年度1年間における物価指標③の平均値÷前回改訂時に指標とした年度（初回は令和6年度）の事業年度1年間における物価指標③の平均値） ＋保守点検費の物価変動費の合計額に占める割合×（直後に到来する定期改訂実施年度の2年度前の事業年度1年間における物価指標③の平均値÷前回改訂時に指標とした年度（初回は令和6年度）の事業年度1年間における物価指標③の平均値） ＋その他営業経費の物価変動費の合計額に占める割合×（直後に到来する定期改訂実施年度の2年度前の事業年度1年間における物価指標③の平均値÷前回改訂時に指標とした年度（初回は令和6年度）の事業年度1年間における物価指標③の平均値）																																				

頁	章	条	項	号	項目名	公共施設等運営権実施契約書（案）10月25日（初版）	公共施設等運営権実施契約書（案）令和6年12月20日（改訂版）
21	別紙3	(1)	イ		雨天時動員日数に応じた改定		イ 雨天時動員日数に応じた改定 雨天時動員日数に応じて「雨天時動員費用（人件費）」を改定する。
21	別紙3	(1)	イ	①	改定方法		① 改定方法 改定にあたっては、以下の算定方法に基づき、第4四半期の精算時にのみ行うものとする。
21	別紙3	(1)	イ	②	算定方法		② 算定方法 雨天時動員日数に応じて増減（基準動員日数50日に対する増減とする） 改定費（円/年）＝（実績動員日数（日） ³ －50（日））×雨天時動員単価（円/班・日） 1) 50（日）×5%=2.5（日）≒3（日）以上の増減に対して雨天時動員費用（人件費）の増減を行うものとする。
21	別紙3	(1)	イ	②	算定方法		³ 小串ポンプ場と真縮川ポンプ場の合計実動員日数（日）とする。
21	別紙3	(1)	イ	③	使用する指標（雨天時動員単価）		③ 使用する指標（雨天時動員単価） 当該年度の山口県が公表する「公共工事設計労務・資材単価表」で示される電工単価に対して、運営権者の提案による補正率を適用して算定した雨天時動員1班・1日あたりの単価とする。
22	別紙4				プロフィットシェアの考え方	別紙4 プロフィットシェア リンク の考え方	別紙4 プロフィットシェアの考え方
22	別紙4	(1)			プロフィットシェアの対象	(1) プロフィットシェア リンク の対象	(1) プロフィットシェアの対象
22	別紙4	(2)			プロフィットシェアの適用条件	(2) プロフィットシェア リンク の適用条件 本事業におけるプロフィットシェア リンク は、毎事業年度、以下の条件を満たした場合に適用するものとする。	(2) プロフィットシェアの適用条件 本事業におけるプロフィットシェアは、以下の条件を満たした場合に適用するものとする。
22	別紙4	(2)	ア		プロフィットシェアの適用条件	ア 要求水準書に定める業務の水準を低下させることなく、 契約後に新たな提案（効果的な手法、新技術導入等）により提案書類に基づく費用が縮減された場合には、縮減額の50%が運営権者に帰属するものとして、 サービス対価を調整する。	ア 本事業契約に基づき、 要求水準書に定める業務の水準を低下させることなく、 運営権者から書面により提示される新たな提案（効果的な手法、新技術の導入等）について協議し、合意が得られた場合、その提案に基づく利益（縮減効果）が発現されたときには、その利益（縮減額）の原則50%を運営権者に帰属させ、 サービス対価を調整するものとする。
22	別紙4	(2)	イ		プロフィットシェアの適用条件		イ プロフィットシェアの適用期間は、新たな提案に関する合意・提案内容の実施後に利益（縮減効果）が発現した月から開始し、その後、包括的民間委託期間の更新年ごとに見直すものとする。ただし、新たな提案内容によっては、短期的な効果が得られる場合には単年度に適用し、長期的な効果が見込まれる場合や運営権者が自ら投資した資産がある場合には、本事業期間全体に適用することも可能とする。なお、適用期間については、市と運営権者の協議により決定するものとする。

※本新旧対照表と公共施設等運営権実施契約書（案）及び公共施設等運営権実施契約書（案）（令和6年12月20日改訂版）に相違があった場合は、公共施設等運営権実施契約書（案）及び公共施設等運営権実施契約書（案）（令和6年12月20日改訂版）に表す内容を正しいものとする。